

令和4年度第5回 教育委員会会議 会議録

- 1 日 時 令和4年6月15日（水）9：00～9：59
- 2 場 所 教育委員会会議室 ハーバーセンター4階
- 3 出席者 <教育委員会>
長田教育長
正司委員 梶木委員 今井委員 山下委員 本田委員（Web参加）
<事務局>
高田事務局長兼教育次長 芝田教育次長 工藤総務部長
竹森学校支援部長 羽田野学校計画担当部長 山根学校教育部長
田尾教科指導担当部長 河野児童生徒担当部長 山下総合教育センター所長
濱田地区統括官 松本地区統括官
- 4 欠席者 なし
- 5 傍聴者 0名（一般0名・報道0名／報道0社）
- 6 会議内容

（長田教育長）

おはようございます。それでは、ただいまから教育委員会会議を始めます。

本日は議案3件、協議事項が9件です。

まず非公開事項についてお諮りをいたします。

このうち、教第14号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号の規定により、職員の人事に関する事。協議事項21、協議事項22、協議事項23につきましては、同項第6号の規定により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当であると認められるものに、それぞれ該当すると思われますので、非公開としてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

（賛同）

（長田教育長）

ありがとうございます。それでは、今申し上げました議案、協議事項につきましては、非公開といたします。

教第10号議案 神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定について

(長田教育長)

まず教第10号議案から参ります。神戸市公民館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定についてです。

それでは、よろしく申し上げます。

(高見広報・法務担当係長)

10号議案につきまして、教育会事務局総務課です。本議案につきましては、社会教育法第8条の2項の規定に基づいて行われた意見聴取に対してのものです。詳細については文化スポーツ局より御説明させていただきます。

(赤澤文化スポーツ局スポーツ企画課担当課長)

スポーツ企画課でございます。公民館の担当をしております。よろしくお願いいたします。この議案は4月の第2回の教育委員会会議におきまして、規則改正に先立ちまして、市民の皆様から意見公募を行うことにつきまして、議決をいただきました。本日は意見公募を行った結果、意見が寄せられませんでしたので、原案どおり規則改正を行うことを基本として提出していただいております。改正点を簡単に説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。外務省は使用許可に係る申込みをいつまでにするかということを決めております。4日前の日としていたものを、休館日を含めない4日及び4開館日前として令和2年度までと同様の取扱いに申すものでございます。

次に4ページを御覧ください。第2条の第2項の下線部分及び第5条第2項の下線部分につきましては、正しい条項を示すための改正でございます。

第4条の使用料の後納でございます。使用料は後納が限定的に認められているところですが、神戸市地域サービス情報システム、これは神戸市の施設の貸館に係るシステムですけれども、公民館では10月から導入する予定としておりまして、このシステムは施設の使用後に使用料を払う方式となっておりますことから、後納になるということで追加するものでございます。

5ページを御覧ください。第6条、使用料の返還についてですけれども、これにつきましては3項を追加しまして、天災地変、不可抗力、その他、使用者の責めに帰すことができない理由により使用できないときなどは、使用者に返還申請書を出していただかなくても、職権で返還可能にするものです。

第10条、開館時間ですけれども、休館日の前日の開館時間について、現行では午後5時までとなっておりますが、条例改正しまして、午後の施設使用時間帯を2枠から3枠に増やすこととしております。午後3枠の使用があるときは、午後6時まで。また、夜間使用がある場合には、午後9時まで必要な時間について開館できるようにするものです。附属設備については住之江公民館がございましてパーソナルコンピューターが相当古いものでございますので、削除するものです。

その他、次のページにあります規則で定めている様式1号、2号につきましては、使用日時に午後3時の枠を追加したり、記載すべき事項となっておりますが、使用していない項目を整備するための改正を行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について、御意見ございませんか。よろしいでしょうか。

いろいろニーズに応じてサービスの向上に努めていただいているというふうにも感じますので、引き続き公民館の役割を教育の場でしていただけるように、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、この教第10号議案、承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

教第11号議案 神戸市立青少年科学館条例施行規則に関する規則の一部を改正する規則に関する意見決定について

(長田教育長)

続いて、教第11号議案に参ります。神戸市立青少年科学館条例施行規則の一部を改正する規則に関する意見決定についてです。

それでは、よろしくお願いいたします。

(西文化スポーツ局文化交流課担当課長)

文化スポーツ局文化交流課です。よろしくお願いいたします。当案件につきましては、4月27日の当会議におきまして、市民意見の公募に関する内容を決定いただきまして、それに基づきまして、5月11日水曜日から6月10日の金曜日に向けて市民意見公募を行いました。結果としては、意見提出がございませんでしたので、原案に基づいて施行規則を改正する議案でございます。

主な内容につきましては、前回御説明しておりますが、この4月から教育委員会より移管を受けました神戸市立青少年科学館につきまして、そのうちの施設、プラネタリウムドームの使用を貸館として運営するための変更でございます。主に使用の許可、届出及び使用料の返還、減免等の手続、または、行為の禁止について定めるための施行規則改正となっております。

お手元の資料では、本文につきまして3ページ以降に条例改正の中身を、本文を書いてございます。3ページ第2条が使用の許可、4ページ第3条は届出事項、第4条は行為の制限、5ページ第5条に特別展示、入館料など必要な規則改正の意見公募を行った上で、させていただきます。

簡単ですが、説明は以上となります。

(長田教育長)

ありがとうございました。それでは、この件について御意見はございませんか。よろしいですか。

プラネタリウムドームも、改修工事は順調に進んで、予定どおりオープンできますか。

(西文化スポーツ局文化交流課担当課長)

予定どおり7月1日に内覧会と2日にオープンということで、もう既に御案内が行っているかと思いますが、順調に進んでおります。

(長田教育長)

楽しみにしております。御苦労さまでした。

それでは、教第11号議案、承認とさせていただきますよろしいでしょうか。

(賛同)

(長田教育長)

ありがとうございました。

協議事項1 学校園における新型コロナウイルス感染症対策等について

(長田教育長)

続いて、協議事項の1です。学校園における新型コロナウイルス感染症対策等についてです。

それでは、簡単に説明をお願いします。

(美藤学校保健担当課長)

。まず資料ですが、6月8日時点の感染者数の推移についての報告になります。また、先日、文部科学省からの再通知等を受けまして、登下校や体育の授業等においてマスクを外す指導の決定などについて、学校園への周知、保護者の方々へのお知らせを再度行っております。

説明は以上になります。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問、御意見ございませんか。

(山下委員)

これとちょっと離れてしまうんですけども、これまでに熱中症等の報告とかっていうのは、どんな感じになっていますか。他都市なり他地域では見受けられるようなんですけども。

(美藤学校保健担当課長)

熱中症の疑い等で救急搬送された件数になりますが、こちらで把握しておりますのが、4件になっております。全て一人ずつの搬送にはなりますが、そのような件数になっております。

(長田教育長)

今の4件は全て軽症ですか。

(美藤学校保健担当課長)

はい。もう当日にお家に帰宅等もできているということで聞いております。

(長田教育長)

どうぞ。

(山下委員)

ありがとうございます。また、引き続き学校現場と連携を取りながら、対策を講じていただければと思います。ありがとうございます。

(長田教育長)

どうぞ。

(正司委員)

今の御報告を聞いて少し安心したのですが、運動会を見させていただいたのですが、なかなかマスクを外して演技をできない子たちというか、先生は声をかけておられるけれども外せてないような感じでした。登下校のときとかですね、体育なんかで、マスクの扱いに対して学校側で何か困っていることとか、そういう相談が事務局に来たりはしてますで

しょうか。徐々に外せるようになってきているという理解は広がってきているのでしょうか。そのあたり教えてください。

(美藤学校保健担当課長)

健康教育課に関しましては、教師、先生から声かけは絶えずしているのですが、なかなかやはり慣れてしまったということもあったりという形で、外しにくい子供がいるということは聞いておりますが、絶えずやはり呼びかけながら、そして、また委員会からも保護者の方々等に周知しながら、徐々に外して、やはり外していくという形で指導は行っていきたいと考えております。

(長田教育長)

よろしいですか。

田尾部長何か補足ありますか。

(田尾教科指導担当部長)

教育指導課からも学校園、それから、保護者に対しても、こういった指導の方針を行いますので、御協力くださいということで、保護者からも体育の授業、それから、登下校等につきましても、運動、部活動も含めてですけれども、マスクを外すよう御指導くださいということで、保護者にすぐ一から通知をさせていただいているようです。ですので、学校と保護者とあわせて、子供たちにそういったことを徹底してまいりたいというふうな通知をさせていただきました。

(正司委員)

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

(長田教育長)

それと、その関連で言いますと、やっぱり教員自身も体育のとき、部活のとき、指導するときにはマスクを原則外してもらおうと。これも既に通知をしておりますが、徹底を改めて今していますので、また何か学校現場から相談なり情報があれば、すぐ適切に対応してほしいなと思います。

それから、やっぱりマスクをした場合は運動させないということを徹底するという事です。ですから、再三これまで本市においては、もう昨年、一昨年来、そういう呼びかけ、徹底を図ってきますけど、やっぱりどうしてもいろんな事情があって、マスクを外すことができない児童生徒に関しては、保護者にも今お話あったように、学校担任と相談してくださいと、こういうことをすぐ一で送っていますから、そこは柔軟にお話を聞いていただいて、運動ができない場合は、別の課題を与えるということになっていますから、そのあた

りうまく学校現場で対応できるのかどうか、できていくのかどうかということも気になります。少し当面の間、よく学校現場から情報を収集してください。これ、なかなか口で言うのは容易いですが、なかなか現場では難しいと思いますので、事務局も一緒になって、いい方向に進むように対応をお願いしたいと思います。

梶木委員、どうぞ。

(梶木委員)

徐々にまた暑くなってきて、朝街角で立っていただいている地域の方々なんか外していただいてもっていうふうに思ったりするんですけど、そこまでは教育委員会からは言えることではないんですかね。朝やっぱり日差しのきついときに、子供たちの安全のために立っておられる方が、神戸市内ではたくさんおられると思いますけれども、適宜マスクを取っていただくとか工夫していただくというようなことで、お伝えくださったほうがいいかなと思ったりもします。御高齢の方も多かったりするので、お願いします。

(長田教育長)

見守りで立ち番していただいているね。非常に熱心に御協力いただいている方ですから、学校側から声をかけることはできると思いますね。一般市民の方ですけど。そういう意味で、学校の中ではこういうことを徹底していますので、ぜひこういう暑い時期については、皆さん方も同様に、こういうことでお願いしますというような。もちろん強制はできませんけれども、お願いしますというお願いベースでのお話はできると思いますので、1度学校にその旨、何らかの格好で流してもいいんじゃないですかね。今のような方法で。

芝田次長。

(芝田教育次長)

ありがとうございます。学校にも、またその旨、校長を通してになるかと思えますけれどもお伝えします。通学に関しては、やはり外ではマスクを外すということが政府からも認定もらっていますので、登下校に関しては、もう児童は必ず外すということ、先ほど田尾部長からありましたけれども、大事だなというふうに思っております。また、学校にもその旨お伝えしますので、ありがとうございます。

(長田教育長)

このあたりなかなか難しく、学校では一生懸命何度も指導を徹底していますが、やっぱり一般市民の方々が、ここ1週間ほど見ていまして、国から呼びかけがあった後も、外歩いていまして、10人中多くはいても、8人、9人はマスクしてらっしゃるような状況ですから、これは市長部局でも市民に対して声かけはしていただいていると思いますので、引き続き連携を取りながら、学校は学校で呼びかけていくということは続けていき

たいというふうに私は思っています。

本田委員、何かございましたら、よろしいですか。

(本田委員)

はい、大丈夫です。

(長田教育長)

ほかございませんでしょうか。よろしいですか。

山下委員。

(山下委員)

すみません。これも関連事項になって恐縮ですけれども、給食のときの黙食に関しては、今後ということになるかもしれないんですけれども、現段階では、まだ継続ということではよろしかったでしょうか。

(長田教育長)

そのあたり今後の方針にも関わってまいりますので、後ほど非公開の場で議論をさせていただけたらと思いますけど、それでよろしいでしょうか。まあ現状の説明だけ今していただけたら。

(美藤学校保健担当課長)

現状は給食に関しましては、まず給食の前後しっかりと手洗いをしましょうという指導と、机等はやはり向かい合わせにはせず、そして、会話を控えて完食しましょうという形では子供たちに指導をしております。

(山下委員)

ありがとうございます。現段階では特に文部科学省とかからも通知は届いてない状況ですよね。

(美藤学校保健担当課長)

はい。それに関しては、大きな変更の通知は届いていません。

(山下委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。ほかございませんか。
それでは、特にないようですので、次の協議に移ります。

協議事項16 プール開放事業について

(長田教育長)

協議事項の16です。プール開放事業についてです。

(東政策調整担当課長)

よろしくお願いたします。プール開放事業についてということで協議をさせていただきます。現在、学校施設開放の一環として、夏季に学校プール開放というのを行ってきておりました。これにつきましては、地域の皆様で構成されます学校施設開放運営委員会に対する委託という形で、昭和40年代から続けてきております。これにつきましては、学校水泳授業と同様に新型コロナウイルス感染症対策の関係で、令和2年度、令和3年度につきましては中止という形でさせていただいてきたところでございます。今年度、水泳授業は一定の感染症対策の下での再開ということになりましたが、この学校施設プール開放事業につきましては、廃止させていただきたいというふうに考えております。この理由といたしましては、やはり幸い今まで大きな事故は起きておりませんが、水による子供の重大事故率数というのも横ばいである現状で、非常に地域の皆様の安全管理に関する負担が大きいということ。特に近年、熱中症リスクであるとか、あるいは、新型コロナウイルス対策といったようなことがございます。これは学校プール開放と地域の皆様に安全に行っていただくということ、これの持続可能性という意味では、非常に難しくなっているというふうに考えてございます。

実施校数につきましても、そういった理由によりまして、年々、下の参考のところに書かせていただいておりますが、減ってきているという状況です。参考2にありますように、令和3年度、これ結果的には先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルス感染症対策の関係でプール開放事業は中止にはなりましたが、実施希望校数をその前に調査したところ、69校まで減っているというような状況になってございます。そういったことから、この学校施設プール開放事業につきましては、見直しの時期に来ているのではないかとということで廃止をさせていただきたいと思っております。ただ単純に廃止をするということではなくて、やはりこの安全に子供たちに水に親しむ機会を、引き続きできる限り、提供したいということで考えておりますので、そのあたり専門事業者のお力を借りるということで、今年度から市内の民間・公営の屋内プールの利用券配付という形にさせていただきたいというふうに考えてございます。

「2. 概要」のところでございます。市内の民間・公営プール、事務局として全て交渉と申しますか、交渉もさせていただきまして、数施設、少しでも難しいということ

でお断りはありましたが、大半の施設につきましては御協力をいただけるということで、「(3) 実施形態」のところに書いておりますけれども、少し形態には差異は若干ありますけれども、36施設のプール事業者の方に御協力をいただけるということで、今御了解をいただいているところでございます。

今後、7月上旬に事業の詳細を発表させていただけたらというふうに思っていますのと、夏休み前に児童に利用券の配付ができたらというふうに思っております。

なお、【参考3】のところに書いてございますように、やはり保護者の方の御意見ということで、1月にアンケートを取らせていただいております。御覧のような結果になってございまして、こちらも事務局としてのこの判断の材料の1つということでさせていただいております。

説明は以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

(梶木委員)

現在も実施されているところは非常に減ってきているということなんですけど、今回その36ですか。幾つになると。

(東政策調整担当課長)

36施設です。

(梶木委員)

36ですね。随分やっぱり減るという、1小学校区に1つない感じですよ。

(東政策調整担当課長)

はい。

(梶木委員)

子供が1人で行けないエリアになってしまうところあたりのお子さんが、なかなか共働きだったり学童だったり行っていて、行きにくい状況のときに、どうしていくのかなってというのが懸念かなと思うんですけれども、そのあたりは。もう全部が全部やめていくという話ですか。小学校では。

(東政策調整担当課長)

はい。先ほど申し上げましたように、今現在の地域管理による負担っていうのは非常に難しい。特に屋外のプールということで、熱中症管理というような垣根の問題。それから、施設の状況から新型コロナウイルス対策もなかなか難しいというようなことがありまして、学校を使ったプール開放というのはもう難しいというふうに、事務局としては考えてございます。今梶木委員がおっしゃったように、市内に関する、できるだけ御協力、大半は御協力がいただけるんですけども、確かに学校プールに比べると、数は減ります。保護者の送迎も当然必要になってくるかということで、そのあたりも含めて、保護者にはアンケートを、明示した上でアンケートを取らせていただいているということがまず1点ございます。中にはスクールバスを出していただけたところもございますけれども、休館日対応になるようなところにつきましては、なかなか少しそのあたりも非常に難しい、予算の関係もございまして難しいこともございまして、今回の意向に関しまして、確かに梶木委員がおっしゃるようなマイナス面もございまして、先ほど、御説明していたような形でも、できる限り子供たちに機会を提供するという意味で、今回このような形にさせていただきたいというふうに考えています。

(梶木委員)

すみません。今おっしゃった民間の施設以外にも、例えば公営のプールが幾つかありますが、そこはこれには含まれていないんですね。例えば王子プールとかは、もう勝手に利用しますっていう話ですよ。

(東政策調整担当課長)

そうですね。屋内プールということで。

(梶木委員)

屋内プールですね。屋外はない、関係ないですね。分かりました。すみません。

(長田教育長)

ほかございますか。

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

昨今の情勢を考えると、仕方ないのかなと思うし、こういう代替手段ができたのはいいことだと思うのですが、この学校施設開放運営委員会について。ある意味では、2年間休んでいたのを解散っていう話になるのでしょうか。熱心に活動されているところ、その解散で議論が起きそうな気もするのですが、そのあたりはどういう対応をされる予定でしょうか。

(東政策調整担当課長)

学校施設開放運営委員会につきましては、プール開放だけではなくて、学校の体育館、運動場、空き教室等を管理運営していただいていますので、直ちにその運営委員会そのものが解散というわけではございません。このプールの部分につきましては、廃止という形になるんですけれども、それにつきましては、何度も御説明といたしますか、通知等で御説明させていただいてきておりますし、一定確かに先生がおっしゃるように、残念だというお声も中にはあったんですけれども、説明をさせていただいて、御理解をいただいております。

(正司委員)

既に説明が進んでいるという理解すればいいですね。

(東政策調整担当課長)

はい。この方向でということで、学校施設開放運営委員会に説明をしていっているところでございます。

(長田教育長)

今井委員。

(今井委員)

何度も説明ありがとうございました。今回、対象が6歳から12歳の児童ということで、特に低学年のお子さんとか特にプール授業、この2年間受けられなかった中学年までのお子さんっていうのは、実際これを利用しようと思ったら、保護者も一緒にプールには入れるんですか。

(東政策調整担当課長)

はい。これにつきましては、施設のルールにのっとって実施をするという形にしております。施設によっては、保護者の方に入らせていただきたいというところもありますし、いや、きちっと専門のスタッフがつかますので、お越しの方は見ていただいて大丈夫ですといったようなところもございますので、そのあたりは少し施設によってばらつきはありますが、おっしゃるように安全第一ということで体制を取っていただくことしております。

(今井委員)

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

あと、もう一件、例えば休館日に開放していただける施設とかですと、この夏休み期間

だけに限られているので、イメージとしては夏休みの間に週1回ぐらいずつ開放していただける、そんなイメージですか。

(東政策調整担当課長)

はい。基本的に合計5回、各施設開放してくださいということでお願いをしていますので、大体週に1回ぐらいの開放という形になっております。

(今井委員)

ごめんなさい。しつこく。その日は、じゃ、この利用券を持っているお子さんのためだけに開放してくださるといふ。

(東政策調整担当課長)

はい。休館日対応の場合は、そのとおりです。

(今井委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。ほかにございませつか。

(梶木委員)

もう一つだけいいですか。

(長田教育長)

どうぞ。

(梶木委員)

せつかく素敵に5枚配られるということで。でも、ただ平日になるんですよね。これ、恐らくね。学童に行っている子がやはり多いと思うので。低学年。学童の施設にも、神戸市としては、こういうチケットを配っていますというので、できるかどうか分からないですけど、学童の施設単位で利用に行ってもらおうとか、そういうようなことを連携して学童の子たちがプールに行く日があってもいいのかなと思うので、ちょっとよく告知してあげていただくといいかなと思います。

(東政策調整担当課長)

ありがとうございます。非常に貴重な御助言をいただきまして、ありがとうございます。

そういう形でさせていただきたいというふうに思っております。

(長田教育長)

ほかございませんか。よろしいですか。

それでは、今梶木委員からも御提案がありましたように、やっぱりできる限りそういう広報、告知を関係機関と十分連携をしていただいて、積極的にやっていただけたらというふうに思います。

よろしいでしょうか。

協議事項17 ICTを活用した新たな学校体育施設開放事業について

(長田教育長)

では、次に参ります。協議事項17です。ICTを活用した新たな学校体育施設開放事業についてです。

それでは、説明をお願いします。

(東政策調整担当課長)

こちらにつきましてでございます。同じ学校施設開放のお話でございます。実は先ほど少し申し上げましたけども、小学校につきましては、ほぼ全ての学校で学校施設開放運営委員会が立ち上がっております。これにつきまして地域の皆様等による管理という形になっておりまして、体育館、運動場、空き教室等、学校の教育に支障のない範囲で開放が進んでいくところでございます。ただ一方で中学校につきましては分校を除いて81校中、15校しか開放運営委員会が立ち上がっていない。これ、すみません。後ろのほうに表をつけさせていただいておりますが、立ち上がっていないということ。中でも、この体育館等の開放につきましても、1桁しかできていないというような状況になってございます。先日も教育長から記者会見でも発表して、前々回ですね。発表していただきましたけども、学校づくりの指針ということで、この開かれた学校を進めていくという形ですね。人がつながり、ともに創るみんなの学校ということで進めていくという中で、やはりこの中学校の体育施設の開放につきましても、学校教育、あるいは、部活動に支障のない範囲で積極的に進めていきたいというふうに考えております。先ほど申し上げた学校教育、部活動に支障のない範囲で体育館の開放をまず進めていくというふうに思っております。ただその管理の方法でございますけれども、小学校と同様に、この地域の管理にお任せするのは、地域のマンパワーにも限りがございますので、これからなかなか難しいだろうということもございまして、その地域の負担にならない。もちろん学校の負担にもならないような形でICTを活用した無人管理による開放を進めていきたいというふうに考えております。

「2. 具体的な手法」ということでございますけれども、昨年度、これ神戸市全体の取

組でございますが、民間事業者の新しい技術との行政課題のマッチングということで、アーバンイノベーション神戸という仕組みがございますけれども、こちらに我々も応募させていただきまして、民間事業者のノウハウを公募させていただきました。その結果、このインターネット予約システムと体育館の鍵のリモートロック化を連動させた「まちかぎりモート」と書かせていただいておりますが、簡単に申し上げますと、体育館の鍵をどこか1か所、暗証番号付の鍵に替えさせていただきます。それと、この学校体育館の開放に関する専用のインターネット予約受付システムを構築します。そのシステム上、予約が成立しますと、ワンタイムパスコード、1回限りの暗証番号が発行されまして、利用者の方は現地に行って体育館の鍵、その暗証番号を押していただくと、鍵が開く。それで利用していただくという形になります。帰りには、もちろん施錠して帰っていただく。施錠もワンタッチで施錠できるようになっております。そういった形のシステムを採用いたしまして、進めていきたいと思っております。昨年12月から、実は3校、渚中学校、高倉中学校、桃山台中学校で実証実験をさせていただきまして、大きな問題なく終わっておりますので、今年度から広げていきたいというふうに考えてございます。

「3. 対象となる中学校」でございますが、施設セキュリティ上の問題をクリアしないといけないということで、校舎に入らずに体育館が利用できる学校をまず対象にしていきたいと思っております。体育館と校舎が分離している。それから、実はお手洗いも使えないといけないので、体育館にトイレが併設されている、あるいは、校舎のセキュリティ上、問題なくトイレが利用できる学校ということで、これが全市50校程度でございますので、この50校につきまして、今年度、進めていきたいというふうに考えてございます。

スケジュール等として書いておりますけれども、現在、対象校等、具体的協議と書いてありますが、やるという前提で、具体的な施設の状況等の確認をさせていただいております。鍵の取り付け工事等を経まして、2学期、9月から20校から30程度で実施を開始し、年度内に50校程度まで実施を拡大できたらというふうに考えてございます。

こういった形で中学校も夜間体育館につきましても、開放を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見等はございませんでしょうか。

50校のこの条件が、環境が整っている約50校以外のところは、なかなか今のところ対応策ってというのは見当たらないということですか。

(東政策調整担当課長)

そうですね。もちろん全校開放していけるというのが理想ではございます。ただ、校舎に入らないと、体育館が利用できない学校というのは、特に市街地では多いというような

ことをごさいますて、そのあたり少し別の手だてが必要かなというふうに思っています。そこには、例えば場合によってはシャッターの増設であるとかも必要になってくるかもしれませんので、少しそのあたりは、まず今回、この「まちかぎりモート」管理の仕組みを入れられるところを入れてから、改めて検討させていただきたいというふうに考えております。

(長田教育長)

どうぞ、梶木委員。

(梶木委員)

体育館と校舎が分離していて、今学校って校門って毎回、閉ざされていますよね。

(東政策調整担当課長)

はい。

(梶木委員)

その施錠がICTで、まず開くということですか。

(東政策調整担当課長)

失礼しました。すみません。説明が漏れてございました。校門につきましては、大体ほとんどの学校で南京錠ですね。いわゆるこういう鍵での南京錠になっておりますが、そこにつきましてはダイヤル式の南京錠に変えさせていただくということで話をしております。ダイヤル式南京錠につきましても、利用者の方に番号を教えていくのですが、やはりその品物としては、学校として定期的に番号を変えられるような品物にさせていただくというように、一定セキュリティの確保ができるような形での物ということで、今後は対応させていただきたいというふうに思っています。今回のリモートロックに関して、その校門という環境に対応する商品っていうのは、実はまだないので、当面そういう形でさせていただくというふうに思っています。

(長田教育長)

ほかにございませんか。

(梶木委員)

小学校だったら、割と学校施設開放をにらんで、何か入り口別のを当然つくっていたり、そういうところも最近増えてきていますよね。中学校はなかなかそういう目線で設計されていないのかなと思うんですけど、新しい中学校は、どこかそういう造りになっている学校

はありますか。施設開放向けにどうか。

(東政策調整担当課長)

恐らく中学校につきましては、施設開放を意識した造りにはなっていないのではないかと
いうふうに。全部私が見ているわけではないんですけども、思います。

(長田教育長)

どうですか。

(羽田野学校計画担当部長)

梶木委員が言われましたように、最近建てている小学校、例えば灘の浜小学校であるとか、改修中の多聞の丘とか、学校の校舎の中に、例えば市民図書室とかクラブハウスとかかっていう、もう施設ごとに設置しておりますが、中学校につきましては、やはりそこまでは、まだ今の設計とか設備は考えられてないっていうような現状です。ただ門は、いわゆる学校の門と通用門という形がありますので、恐らく通用門のほうで工夫すればいけるのではないかなと考えております。

(梶木委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

中学校では、これまで考えられてないというのは、恐らく学校施設開放の認識が念頭になかったからだと思うんですね。だから、やっぱりこのみんなの学校と一緒につくっていくと、こういう学校づくりの指針を発表してですね。そして、やっぱり学校の施設、資質は、みんなの資産だと。市民の資産、地域の資産だということからすると、当然、中学校も積極的に、もっともっと学校施設開放をしていかなければいけませんから、今そういうことで進めていってもらっていますから。もちろんこれから改修する場合とかですね、そういったケース。それから、少しさっきもあったようにシャッター等で、ある程度小修繕の範囲で何とかなると。安全性が確保できるというようなことであるならば、前向きに整備を考えていってほしいと思います。

(羽田野学校計画担当部長)

学校の改修に、既に今、教育長が言われておりましたような地域との交わりといいますか、交流拠点ということを留意しながら、施設の整備を計画していきたいと思います。

(長田教育長)

どうぞ、正司委員。

(正司委員)

言わずもがなですけれども、夏ぐらいから準備されて、秋から動き出すのだと思いますので、また、秋ぐらいにどんな状況になっているのか、ぜひ教えていただければと思います。

(東政策調整担当課長)

はい、承知しました。必ず報告させていただきたいと思います。

(長田教育長)

ほかございませんでしょうか。

どうぞ、山下委員。

(山下委員)

そのときで結構なんですけれども、3つの中学校で先行して実証実験されているということなので、また、この結果についても、あわせてそのとき教えていただければと思います。

(東政策調整担当課長)

今少し口頭で申し上げてもよろしいでしょうか。3つの学校につきましては、大体各学校、週に2回程度使われておりました。先ほど大きな問題はなかったということで申し上げます。非常にマナーよく使っていただいたというふうに思いますので。1点だけです。細かい話ですけど、例えば鍵が押しているのに開かないとか、これ、早く押し過ぎたのかなとか、接触がちゃんと押し込まれなかったから、かからなかったとか、そういう理由なんですけども。それから、たまたまそこにいた学校の先生に聞いてしまったようなケースも発生しています。学校に負担が生じると、やっぱり持続可能性が薄まりますので、そのあたりに関しましては、今回、民間の業者にも力を借りまして、問合せ窓口のようなものをつくらせていただくと。それが実証実験を踏まえた改善点ということでございます。

(山下委員)

ありがとうございます。

(長田教育長)

それでは、また改めて適宜報告をしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

協議事項18 教科担任制の実施状況について

(長田教育長)

それでは、続いて協議事項18です。教科担任制の実施状況についてです。
それでは、説明を簡単をお願いします。

(辻本教科指導担当課長)

失礼します。今年度より小学校高学年に教える教科担任制が本格的に始まりました。1の表は5月末現在の導入状況です。全校で教科担任制が導入されています。太枠で囲んでいる4教科は教科担任制で推進している教科です。高学年において推進教科1つは実施するように各校へ伝えております。

右の表のとおり、推進教科については、2教科実施している学校が多くあります。

次に実施形態です。学級担任をもたない教員が特定の教科を担当する形と、学級担任間で授業交換をする形がほとんどとなっております。

次に、導入段階で見えている学校規模による特色です。1学年が2クラス以上の学校については、学級担任をもたない教員による特定教科の指導と、学年内での授業交換の組合せが多いです。一方、短学級の学校については、学級担任をもたない教員による特定教科の指導が多いです。どちらも学級担任を持たない教員は、理科や外国語を指導しているケースが多かったです。

最後です。今後について学校訪問やアンケート等で進捗状況を把握しながら支援を続けてまいりたいと思っています。また、効果的な取組については、全市へ発信し、教科担任制の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問、御意見はございませんか。
どうぞ、今井委員。

(今井委員)

実際に始めてみての学校現場でのここまでの御苦労であるとか、でも、この点がよかったよとか、何か寄せられている声があったら教えていただいてもいいですか。

(辻本教科指導担当課長)

教員からは、教科担任制をすることによって、自分が担当する教科が決まるので、1つの教科に対して深く教材研究ができる。つまり授業スキルが、授業力がアップするという

声や、あと、多くの目で子供たちを見守っていくので、よりたくさんの目で子供たちを守り育てていくことができるようになったっていうような報告を受けています。

また、子供たちからは、たくさんの先生に教えてもらうことによって、相談できる先生の数が増えた。それから、専門的なことを深く教えてもらえるようになったっていうような声。それから、保護者からは、たくさんの先生が見てくれるので、保護者からもいろんな先生に相談しやすくなったという声が上がっています。

一方で課題も少しありまして、やはり低学年においては、担任の先生と子供が、やっぱり深く関わってつながってほしいという希望や、子供たちの中でも、担任の先生に伝えたいんだけど、その時間が今までよりも少し減ったので、言うタイミングがなかなか取れないというような声。それから、教員からは、授業の時間割を組むのが、やはりなかなか苦労しているという声を聞いています。

(長田教育長)

どうぞ、梶木委員。

(梶木委員)

質問になってしまって申し訳ないんですけども、算数は担任と学級をもたない教員による複数指導体制を敷いている学校が多いというのは、これは教科担任制を導入しているのが少ない理由として書かれているんですか。

(辻本教科指導担当課長)

捉え方なんですけれども、この教科担任制が導入される以前から、算数については複数指導をしている学校が多くて、担任が主で授業をして、支援として担任をもたない教員が入っているケースや、また、その逆のケースもあるんです。それが割と定着している算数については、やはりその都度つまずいている子供たちに声をかけるほうが、より効果的だということで、このスタイルがずっと多く取られているということです。

(梶木委員)

すみません。そういう意味で言うと、学力別というのか、つまずきの場所が違うので、一斉に算数の授業を6年生をやって、クラスを、2クラスだと3つに分けるとかというのは、それは教科担任制とは言わないんですよね。

(辻本教科指導担当課長)

そうですね。教科担任制としては、大きなくくりとしては、担任以外の教員が主で指導している場合は教科担任制になるんですけども。

(梶木委員)

ということは、その加配とかで入っておられる先生が1クラスもつとしたら、2クラスを3に割っていたら、教科担任制っていうふうな定義になって入ってくるということなんですね。

(辻本教科指導担当課長)

はい。

(梶木委員)

じゃ、そういう場合は、今この算数には上がってないと。

(辻本教科指導担当課長)

上がってくる。

(梶木委員)

それは上がるんですね。

(辻本教科指導担当課長)

はい。

(梶木委員)

下から2番目のに書いてあるのは入ってこない。

(辻本教科指導担当課長)

はい。

(梶木委員)

もう一つ、体育も少ないって書いてあるんですけど、体育の授業を、例えば2クラスしかない学校って、割と今多いですよ。2クラス一緒にするっていうのは駄目なんですか。

(辻本教科指導担当課長)

駄目ではないんですけども、やはり単元によっては、道具の数の関係であったりとか、あと、体育については、運動場や体育館の配当が決まっているので、なかなか2クラス一緒にするとすると、今度ほかの教科との絡みがあって、時間割が組みにくくなったりもするんです。

(梶木委員)

なるほどね。分かりました。ありがとうございます。

(長田教育長)

ほかいかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

本田委員も、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(本田委員)

ありがとうございます。先ほどメリットがいろいろあるということをお話伺って、ちょっと課題として、担任の先生との交流というか、そこが難しくなるというか、少し減ってしまうという意見があったと思うんですけど、やっぱり5年生、6年生、思春期に差しかかっていって、複数の目で見るというのもすごく大切だなと思うんですけど、担任の先生との交流時間が、時間的には難しいのかもしれないんですけど、何か工夫が必要になってくるんだろうなと思って聞かせていただきました。

感想です。

(長田教育長)

ありがとうございます。何か今のお話コメントがあれば。

(辻本教科指導担当課長)

そうですね。やはり時間が、担任との時間が今までよりも関わる時間が減るということは、課題に上げている学校もあるんですけども、それ以上に、複数の目で見るとよさのほう大きい声となっていますので、これはできるだけたくさん目で子供たちを育てていくというほうが、現場の教員も、たくさんいいことがあるというふうに捉えていると解釈をしております。

(本田委員)

ありがとうございます。私も複数の目で見るというのはすごくいいと思いますし、6年生なので、相談しやすい先生に相談に行きやすくなるのかなと思いますので、ありがとうございます。

(長田教育長)

ありがとうございました。

また、これをどこかで今年度やってみて、何か児童生徒や教員の声というか、アンケート的なものをやる予定はありますか。

(辻本教科指導担当課長)

1学期末にやる予定でおります。

(長田教育長)

1学期末。

(辻本教科指導担当課長)

はい。

(長田教育長)

割と早めにやるんですね。早くやりたいという。

(辻本教科指導担当課長)

まずは導入からスムーズにしているかっていうところも含めて。

(長田教育長)

まずそこで把握したい。

(辻本教科指導担当課長)

はい。

(長田教育長)

分かりました。また、そうしたら、その辺の結果がまとまりましたら、ぜひこの場で報告をしてもらいたいなと思います。

(辻本教科指導担当課長)

はい、承知しました。

(長田教育長)

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

協議事項19 自傷行為の理解と援助について

(長田教育長)

それでは、続いて協議事項19です。自傷行為の理解と援助についてです。

(小菅生徒指導担当課長)

自傷行為の教職員向けリーフレットについてでございます。子供たちのかけがえのない命を守るためにということで、自傷行為の理解促進、援助に関わる点をまとめた教職員向けのリーフレットを作りたいと考えております。

主な内容でございますが、「1 主な内容」にありますように、まず本市の児童生徒の自傷行為等の状況。それから、あと自傷行為の理解、援助に当たっての心構え。それから、こまであんまり配信されてなかった部分で、家族に伝えたいこと、学校における対応というようなところで、最後には、フロー図なんかの、対応におけるフロー図なんかもつけたいと考えております。

仕様ですが、A4の3つ折りというふうなことで、6ページを想定しております。

できましたら、学校につきましては、この6月末には、遅くとも7月の初旬には、学校にデータ配信と、それから、教員1人1部、これについては配付しまして、研修資料にしたいと考えております。

リーフレット等の作成に当たりましては、国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦先生に監修の依頼をしているところでございます。松本先生におかれましては、文科省の設置しております児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議のメンバーでいらっしゃいます。

以上でございます。

(長田教育長)

それでは、この件について御質問、御意見ございませんでしょうか。

前にも、この自傷行為に関しては、いろいろ御報告、この場でしてもらいましたけど、そういったことを踏まえて、できるだけ分かりやすく松本先生の御助言もいただきながら、パンフレット、リーフレットを今作成中だというふうに思いますので、ぜひ完成する前に、またちょっと委員の皆さんにもお送りいただいて、もう一度改めて御意見をお伺いしてもらったらなど。

今井委員、どうぞ。

(今井委員)

ありがとうございます。今リーフレット作成中ということで、ぜひ事務局にも教員籍の先生方たくさんおられると思うので、本当に教員の目から見て、これでどうなのかと。もう少しここを厚くしてほしいとか、ここを本当にもっとサポートしてほしいんだとか、そのあたりをしっかりと御意見聞いていただいて、フロー図もそうですけれども、これだと、本当にそのときにどうしたらいいか分かりにくいようでは、やっぱりあれだと思うので、ぜひ教員の先生の声をしっかりと案の段階で聞いていただいて、反映させるようなものにしていただければと思いますので、引き続き、よろしく願いいたします。

(長田教育長)

ほか、正司委員。

(正司委員)

この発行予定のところに、印刷物と電子データを配付となっていますが、印刷物は全教職員にわたるように学校に届けた上で、バックアップで電子データを渡しておくということでしょうか。

(小菅生徒指導担当課長)

はい。

(正司委員)

電子データの使い方の狙いがピンとこなかいのですが。

(小菅生徒指導担当課長)

当初、電子データというふうなことで考えていましたが、今までも他のリーフレットでもあるんですけども、途中で職員、学校の職員は年度で変わるんですけども、途中で学校に配属される職員がいたりとか、年度が替わったときも、常に見られるようにというように電子データも配布する予定でございます。

(長田教育長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

本田委員、大丈夫ですか。

(本田委員)

はい、大丈夫です。

(長田教育長)

ありがとうございます。特にないようでしたら、次に参ります。

協議事項20 令和5年神戸市立学校園教員採用候補者選考試験の志願状況について

(長田教育長)

協議事項20です。令和5年神戸市立学校園教員採用候補者選考試験の志願状況について

です。

(吉森人事・組織担当課長)

協議事項の20でございます。志願状況について報告をさせていただきます。1ページ目を御覧いただきまして、志願者数でございますが、一番下の合計の欄、志願者数が1,836名、括弧内が昨年度の数値、または、増減となっておりますので、95名減の大体5%減という形になってございます。倍率としては、ただ、昨年は7.4倍でしたが、7.1倍を下降している状況でございます。志願者数ですが、最も減少が大きかったのが小学校の志願者数でございます。上から2つ目、689名、61名の減となっております。志願状況としては表のとおり、以上でございます。

2点目、御確認いただきまして、今年度の特徴のところは先ほど御説明させていただいたような内容が書いてございます。試験制度改正による影響としましては、今年度、保健体育区分における実技試験の一部縮小、看護師免許所有者への加点制度の新設というものを行いましたけれども、状況分析が必要ですが、看護師免許所持者への加点制度の志願者数がプラス17名となっております。

選考試験の日程、内容等でございますが、間もなくですが、6月25日、1次の筆記を皮切りに行いまして、次のページに行っていただきまして、最終の結果発表としては、4年10月の中旬ということになってございます。

御説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

(長田教育長)

それでは、この件について御意見等はございませんか。

この採用に関する選考試験が、今後の方針に係る部分につきましては、後ほど非公開の場で協議させていただきたいと思っておりますので、それ以外の件について、御意見があれば、ぜひお願いをしたいと思います。

はい、どうぞ。

(山下委員)

これ、兵庫県とか他の政令市等の状況については、まだ情報が入ってきてない感じでしょうか。

(吉森人事・組織担当課長)

ありがとうございます。確認をヒアリングベースで進めておるところなので、確定ではないんですけれども、大体近隣都市を見ましても、我々と同じように減少傾向にあるということは確認してございます。

(山下委員)

ありがとうございます。また、どこかの段階で比較なりをお示しいただいたら大変ありがたいです。

(長田教育長)

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、このほかの項目でも結構ですので、委員の皆さんから何か御意見ございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、お気づきの点がありましたら、後日、事務局まで御連絡をお願いしたいと思います。

それでは、ここで公開案件は終了となりました。

閉会 9時59分